

第3章 許可・届出等の手続き

沖縄県における盛土規制法の許可・届出等の手続きは以下のとおりです。

3-1 手続き等一覧

【手続き等一覧表①】

時期	事項	根拠	内容	手続き時期	対象 ※略表記：12条1項→12①							提出先	手引き	
					12① 30①	15① 34①	15② 15②	27	21① 40①	21③ 40③	21④ 40④			
申請等の 手続き前	土地所有者等の同意	法12条4項 法30条4項	土地所有者等全員の同意	許可申請前	●							県	4-2	
	住民への周知	法11条 法29条	周辺地域の住民に対し工事内容を周知	許可申請前	●							県	4-3	
	事前相談	—	必要に応じ手続き前の事前相談	許可申請等前	必要に応じて							県	3-4	
	証明書の発行	省令88条 細則21条	適合証明等の発行	許可申請等前								県	3-5	
工事着手前	許可	法12条1項 法30条1項	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積を行う場合の許可申請	工事着手前	●							市 経由 町村	3-9	
	協議	法15条1項 法34条1項	宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積を行う場合の協議	工事着手前		●						県	3-9 準用	
	届出	法27条1項	特定盛土等又は土石の堆積を行う場合の届出	工事着手の30日前まで				●				県	3-11	
	取下げ届	細則19条	許可申請又は変更許可申請を取り下げる場合の届	すみやかに	●	●	●	●				県	3-13	
着手時	標識の掲出	法49条	見やすい場所に標識を掲出	工事着手時	●	●	●	●				—	3-14	
工事着手後	工事着手届	細則9条	工事着手した場合の届出	すみやかに	●	●	●	●				県	3-15	
	中止・再開・廃止届	細則10条	許可・届出に係る計画を休止、再開、廃止する場合の届	すみやかに	●	●	●	●	●	●		県	3-16	
	変更手続き	変更許可	法16条1項 法35条1項	許可に係る計画を軽微に変更した場合の届	変更に係る工事の着手前	●	※ 変 協 議		※ 変 届 更 出				市 経由 町村	3-17
		軽微な変更届	法16条2項 法35条2項	許可に係る計画を軽微に変更した場合の届	軽微な変更をしたとき	●	●						市 経由 町村	
工事内容の変更届		細則17条	届出に係る計画を変更しようとする場合の届	変更に係る工事の着手前					●	●		県		

【手続き等一覧表②】

時期	事項	根拠	内容	手続き時期	対象 ※略表記：12条1項→12①							提出先	手引き
					12① 30①	15① 34①	15② 15②	27	21① 40①	21③ 40③	21④ 40④		
工事着手後	中間検査	法18条1項 法37条1項	法12条・30条許可を受けた場合、隠ぺい部分に排水施設を設置する工事を終了したときの検査申請	特定工程に係る工事を終了した日から4日以内	●	●	●					県	3-18-1
	定期報告	法19条1項 法38条1項	法12条・30条許可を受けた場合、3か月ごとに状況の報告	許可を受けた日又は前回の報告を行った日から30日以内	●	●	●					県	3-18-5
工事完了後	完了手続き	完了検査申請	法17条1項 法36条1項	宅地造成又は特定盛土等の許可に係る工事を完了したときの検査申請	工事が完了した日から4日以内	●	●					市町村	3-18-2 3-18-3 3-18-4
		完了の確認申請	法17条4項 法36条4項	土石の堆積の許可に係る工事を完了したときの確認申請	土石の堆積の除却が完了した日から4日以内	●	●					市町村	
		届出工事の完了届	細則18条	届出に係る工事を完了したときの届	すみやかに			●	●	●	●	県	
その他の手続き	宅地造成又は特定盛土等（土石の堆積）に関する工事の届出	法21条1項 法40条1項	規制区域指定日以降も継続して工事を行っているものの届出	規制区域指定の日から21日以内					●			県	3-19
	擁壁等に関する工事の届出	法21条3項 法40条3項	擁壁等を除却する工事の届出	工事着手する日の14日前まで						●		県	3-20-1
	公共施設用地の転用の届出	法21条4項 法40条4項	公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合の届出	転用した日から14日以内							●	県	3-20-2

3-2 許可・届出等の提出先、関係窓口

許可・届出等の提出先、関係窓口は次のとおりです。

なお、申請書及び添付書類等に記載された個人情報、盛土規制法の運用を目的として、関係機関（関係市町村、関係法令の所管部局等）への情報提供及び許可情報の公表に利用します。

3-2-1 市町村の窓口へ提出するもの

「許可申請」、「変更許可申請」「軽微な変更届」「完了検査申請書」及び「完了検査確認申請」については、工事箇所の位置する市町村の窓口へ提出してください。

※一部市町村（沖縄市、宮古島市、金武町、竹富町）については、県の土木事務所が受付の窓口となります。

3-2-2 県の建築指導課へ提出するもの

上記の「市町村の窓口へ提出するもの」以外の手続については、すべて県の建築指導課へ提出してください。

3-2-3 関係窓口一覧

許可申請に係る事前相談及び問合せは、すべて県の建築指導課が窓口となります。

※那覇市管内については那覇市建築指導課が窓口となります。

【審査・許可等窓口】

工事許可等		郵便番号	所在地	電話番号
沖縄県	建築指導課	900-8570	沖縄県那覇市泉崎 1-2-2	098-866-2413
那覇市	建築指導課	900-8585	沖縄県那覇市泉崎 1-1-1	098-951-3244

【許可申請等受付窓口】

許可申請書を提出する際の受付については市町村が窓口となります。

※一部市町村（沖縄市、宮古島市、金武町、竹富町）については、県の土木事務所が受付の窓口となります。

【北部・中部市町村窓口一覧】

市町村		郵便番号	所在地	電話番号	
北部 土木 事務所	国頭村	企画政策課	905-1495	国頭村字辺土名 121 番地	0980-41-2621
	大宜味村	企画観光課	905-1392	大宜味村字大兼久 157	0980-44-3007
	東村	建設環境課	905-1292	東村字平良 804	0980-43-2205
	名護市	都市計画課	905-8540	名護市港 1 丁目 1 番 1 号	0980-53-1212
	今帰仁村	企画財政課	905-0401	今帰仁村字仲宗根 219 番地	0980-56-2114
	本部町	建設課	905-0292	本部町字東 5 番地	0980-47-2111
	恩納村	企画課	904-0492	恩納村字恩納 2451 番地	098-966-1201
	宜野座村	企画課	904-1392	宜野座村字宜野座 296 番地	098-968-5100
	金武町	企画課	904-1292	金武町字金武 1 番地	098-968-6262
	伊江村	企画課	905-0502	伊江村字東江前 38 番地	0980-49-5812
	伊平屋村	建設課	905-0793	伊平屋村字我喜屋 251 番地	0980-46-2176
	伊是名村	建設環境課	905-0695	伊是名村字仲田 1687 番地 22	0980-45-2004
中部 土木 事務所	うるま市	建築行政課	904-2292	うるま市みどり町 1 丁目 1 番 1 号	098-923-7601
	沖縄市	都市整備室	904-8501	沖縄市仲宗根町 26-1	098-929-4100
	読谷村	都市計画課	904-0392	読谷村字座喜味 2901 番地 1	098-982-9220
	嘉手納町	都市建設課	904-0293	嘉手納町字嘉手納 588 番地	098-956-1111
	北谷町	都市計画課	904-0192	北谷町桑江一丁目 1 番 1 号	098-982-7703
	北中城村	建設課	901-2392	北中城村字喜舎場 426-2	098-935-2268
	中城村	都市建設課	901-2493	中城村字当間 585 番地 1	098-895-1736
	宜野湾市	都市計画課	901-2710	宜野湾市野嵩 1 丁目 1 番 1 号	098-893-4161
	西原町	土木課	903-0220	西原町字与那城 140 番地の 1	098-945-4415
	浦添市	建築指導課	901-2114	浦添市安波茶 1 丁目 1 番 1 号	098-876-1252

【南部・宮古・八重山市町村窓口一覧】

市町村		郵便番号	所在地	電話番号	
南部 土木 事務所	豊見城市	都市計画課	901-0292	豊見城市宜保1丁目1番地1	098-850-5332
	糸満市	まちづくり課	901-0392	糸満市潮崎町1丁目1番地	098-840-8141
	八重瀬町	土木建設課	901-0492	八重瀬町字東風平1188番地	098-998-2623
	南城市	都市計画課	901-1495	南城市佐敷字新里1870番地	098-917-5350
	与那原町	まちづくり課	901-1392	与那原町字上与那原16番地	098-945-7244
	南風原町	まちづくり 振興課	901-1195	南風原町字兼城686番地	098-889-4412
	久米島町	企画財政課	901-3193	久米島町字比嘉2870番地	098-985-7122
	渡嘉敷村	観光産業課	901-3592	渡嘉敷村字渡嘉敷183番地	098-987-2323
	座間味村	産業振興課	901-3496	座間味村字座間味109番地	098-987-2312
	粟国村	経済課	901-3702	粟国村字東483番地	098-988-2258
	渡名喜村	経済課	901-3692	渡名喜村1917番地の3	098-989-2066
	南大東村	土木課	901-3895	南大東村字南144番地1	09802-2-2038
	北大東村	建設課	901-3992	北大東村字中野218番地	098-023-4463
宮古	宮古島市	都市計画課	906-8501	宮古島市平良字西里1140	0980-73-4585
	多良間村	土木建設課	906-0602	多良間村字仲筋99-2	0980-79-2127
八重山	石垣市	都市建設課	907-8501	石垣市字真栄里672番地	0980-83-4207
	竹富町	まちづくり課	907-8503	石垣市美崎町11番地1	0980-82-1107
	与那国町	まちづくり課	907-1801	与那国町字与那国129番地	0980-87-3580

3-2-4 県関係窓口**【許可申請等経由窓口】**

県の土木事務所の建築班が許可申請等の経由窓口となります。

※市町村受付となる手続きについて、一部市町村（沖縄市、宮古島市、金武町、竹富町）については、以下の土木事務所での受付となります。

事務所	郵便番号	所在地	電話番号
北部土木事務所	905-0015	名護市大南 1-13-11 北部合同庁舎	0980-53-2010
中部土木事務所	904-2155	沖縄市美原 1-6-34 中部合同庁舎	098-894-6513
南部土木事務所	900-0029	那覇市旭町 116-37 南部合同庁舎	098-866-1762
宮古土木事務所	906-0012	宮古島市平良西里 1125 宮古合同庁舎	0980-72-1437
八重山土木事務所	907-0002	石垣市真栄里 438-1 八重山合同庁舎	0980-82-3077

【関係法令等担当課】

県の関係法令の担当課は以下のとおりです。

部名	課名	関係法令	電話番号
土木建築部	建築指導課	盛土規制法、 都市計画法開発許可、建築基準法	098-866-2413
	海岸防災課	土砂災害防止法	098-866-2410
農林水産部	森林管理課	森林法	098-866-2295
	農政経済課	農地法、農振法	098-866-2257
	農地農村整備課	土地改良法	098-866-2285
企画部	県土・跡地利用 対策課	県土保全条例	098-866-2040
環境部	自然保護課	自然公園法	098-866-2243
	環境整備課	廃棄物処理法	098-866-2231
	環境保全課	赤土等流出防止条例	098-866-2236

3-3 許可申請に係る手続きの流れ

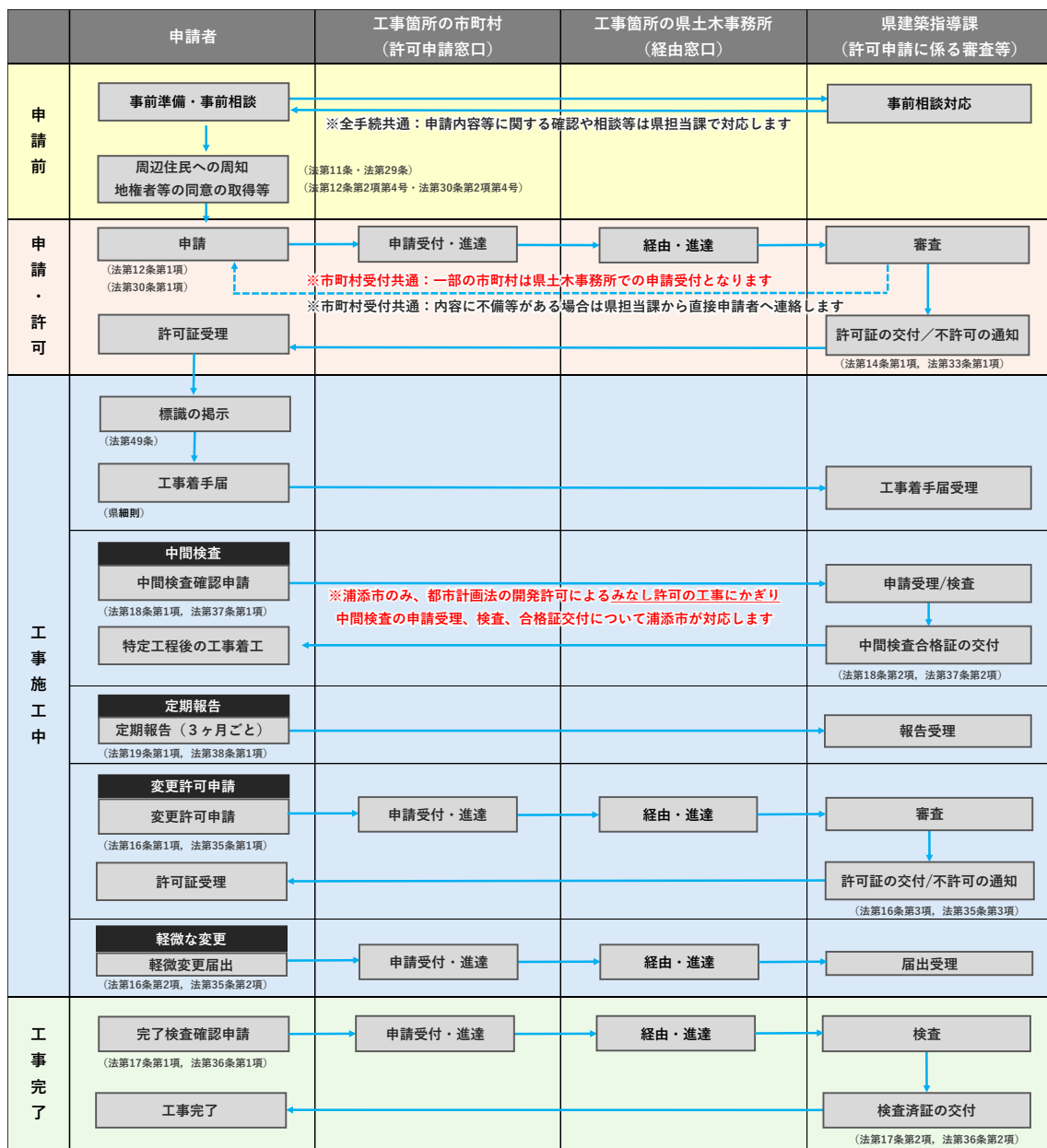
許可申請等に関する標準的な手続きについては、フローのとおりです。

※中核市である那覇市の区域を除きます。

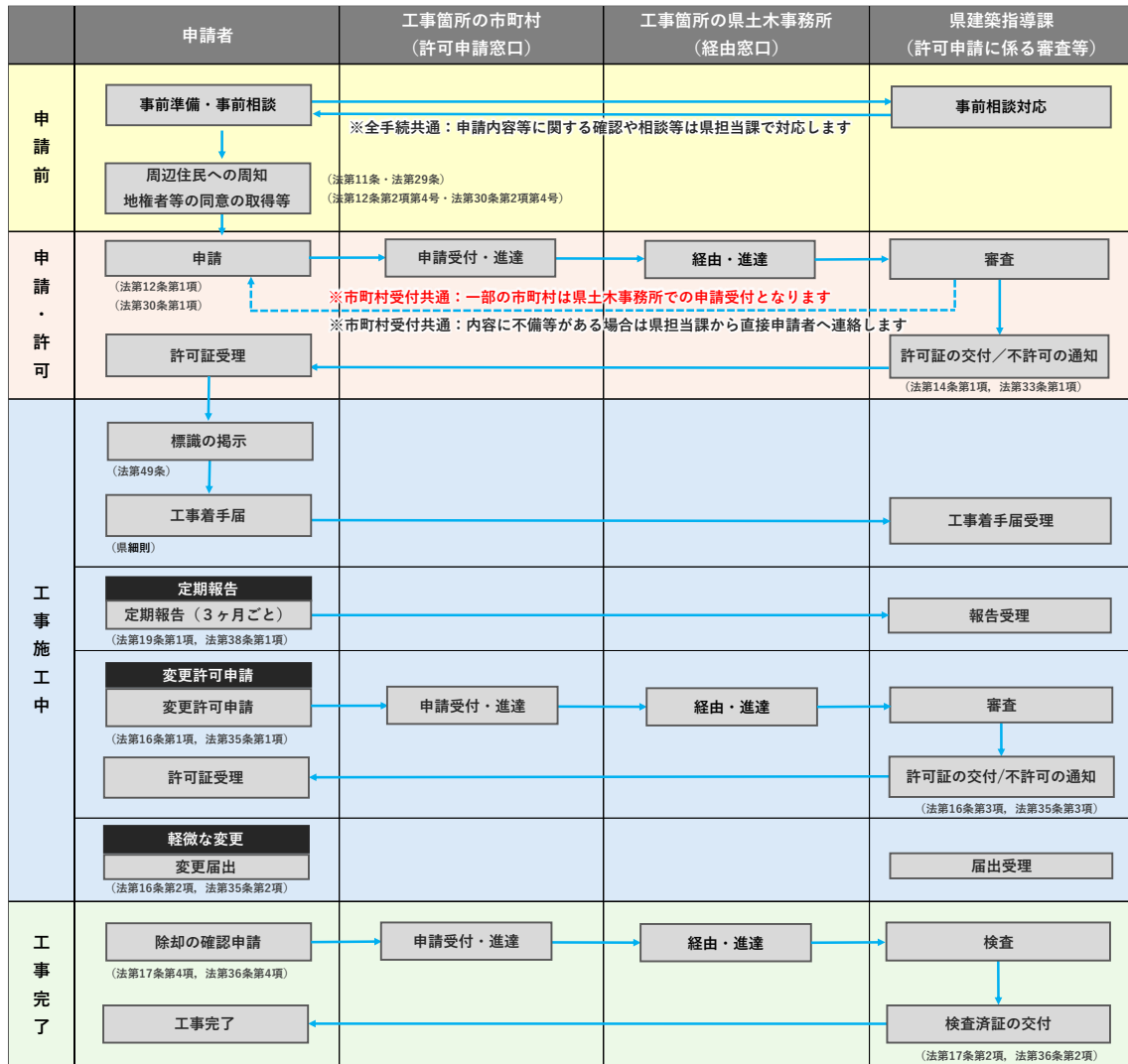
各種手続き内容等に関する確認や相談は県の建築指導課で対応します。

市町村受付となる手続きについて、一部市町村（沖縄市、宮古島市、金武町、竹富町）については、県の土木事務所（建築班）での受付となります。

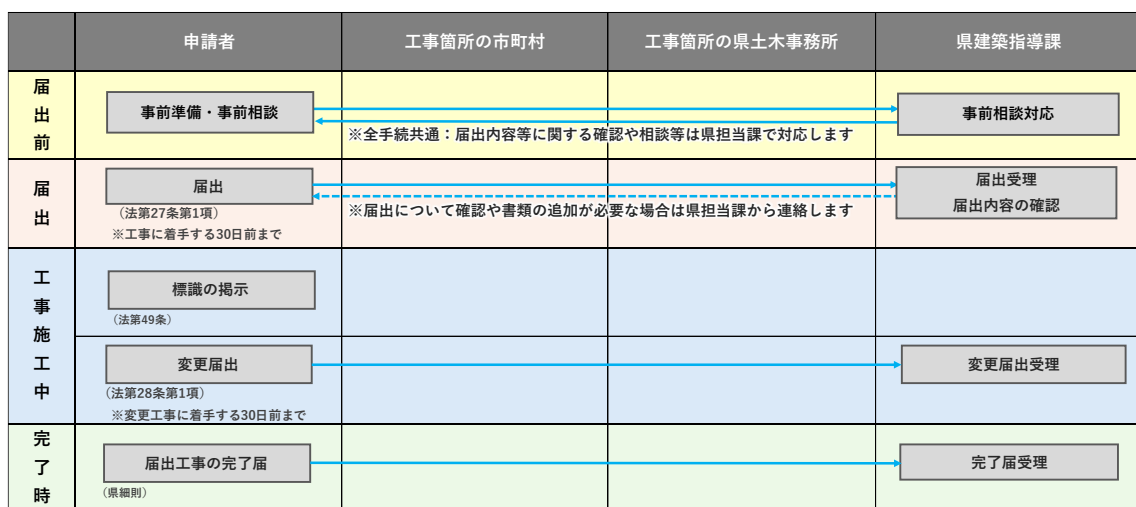
3-3-1 土地の形質の変更（盛土・切土） 手続きフロー



3-3-2 土石の堆積 手続きフロー



3-3-3 届出 手続きフロー



3-4 事前相談

事前相談は許可申請や届出において必須ではありませんが、手続きを円滑に進めるため、手続きの可否や手続き内容について、事前相談を行うことが可能です。

【相談方法】

メールおよび窓口での相談を受け付けます。円滑に進めるため、窓口での相談の場合は事前に電話で予約をお願いします。

※窓口での相談の場合、予約されている方を優先しますので、予約されない場合は対応できないことや長時間お待ちいただく可能性があります。

【相談窓口】

沖縄県建築指導課

電話番号：098-866-2413

代表アドレス：aa066001@pref.okinawa.lg.jp

【提出資料】

事前相談の際は、別紙の事前相談表（参考様式）に必要事項を記入し、説明に必要な資料（図面・写真等）と合わせて提出してください。

【盛土規制法用_事前相談表】

事 前 相 談 表			
沖縄県知事 様			
相談年月日：	年 月 日	担当者：	
相談者：		住所	
氏名		Tel	— —
申請者：		住所	
氏名		Tel	— —
相 談 場 所：	<input type="checkbox"/> 宅地造成等工事規制区域 <input type="checkbox"/> 特定盛土等規制区域		
関 係 法 令：	<input type="checkbox"/> 都市計画法開発許可対象 () <input type="checkbox"/> 建築基準法確認申請対象 (建築物、工作物の有無) <input type="checkbox"/> 沖縄県県土保全条例許可対象 (3,000 m ² 以上～) <input type="checkbox"/> 森林法林地開発許可対象 (10,000 m ² 以上～) <input type="checkbox"/> その他関係法令など ()		
関 係 法 令：	※主な許可不要関係法令_「許可不要工事一覧」も参照ください <input type="checkbox"/> 鉱山保安法に基づく鉱物の採取(鉱業上使用する特定施設の設置の工事等) <input type="checkbox"/> 採石法に基づく岩石の採取等(認可を受けた採取計画に係る工事等) <input type="checkbox"/> 土地改良法に基づく土地改良事業等、土地改良事業に準ずる事業 <input type="checkbox"/> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物の処分等 <input type="checkbox"/> その他関係法令など ()		
添 付 図 面	・位置図 ・土地状況写真 ・土地平面図 ・土地利用計画図 ・縦横断図 ・公図の写し ・土地登記簿謄本 ・その他		
相 談 事 項：			
相 談 内 容：	(なるべく具体的に記入してください)		
【例】用途：	工期：○年○月頃から○年○月頃までの予定		
盛土の最大高さ：○○m	切土の最大高さ：○○m	盛土・切土の面積：○○○m ²	

3-5 証明書の発行（省令第88条、県細則第19条）

建築基準法では、建築確認に際し、盛土規制法等に適合することを確認する旨が規定されています。これを背景とし、建築確認を求めるものに対し、各許可権者が証明書を発行する事務が定められています。建築確認申請先に本証明書を提示することで、建築確認が円滑に進む可能性があります。

なお、本証明書は、法に適合する場合（政令や省令で許可不要と位置付けられている場合等）に交付するものであり、単に政令に定める規模等の要件を満たさず盛土等の定義から外れる場合には、交付の対象となりません。

具体的な交付対象と必要な添付書類は次表のとおりです。

政令第5条関係	
関係条項	添付書類
一号（鉱山保安法関係） 二号（鉱業法関係） 三号（採石法関係） 四号（砂利採取法関係）	各号に定める工事に該当することを証する書類
省令第8条関係	
関係条項	添付書類
一号（土地改良法関係） 二号（火薬類取締法関係） 三号（家畜伝染病予防法関係） 四号（廃棄物処理法関係） 五号（土壌汚染対策法関係） 六号（放射性物質汚染対策特措法関係） 七号（森林作業道等を整備する工事）	各号に定める工事に該当することを証する書類
九号（宅地造成又は特定盛土等に関する工事のうち、高さが2m以下で、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が50cmを超えないもの）	<ul style="list-style-type: none"> ・現況写真 ・位置図 ・地形図 ・土地の平面図 ・土地の断面図 ・求積図
十号 イ及びロ（土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えないもの又は土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が50cmを超えないもの）	<ul style="list-style-type: none"> ・現況写真 ・位置図 ・地形図 ・土地の平面図 ・土地の断面図
十号 ハ（工事の施行に付随して行われる土石の堆積であって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの）	<ul style="list-style-type: none"> ・主となる本体工事の施工範囲・工事期間が読み取れる工事施工計画書その他の書類 ・現況写真 ・位置図 ・地形図

3-5-1 建築確認申請に係る盛土規制法に適合していることの証明方法

建築基準法施行令第9条第9号では、建築基準関係規定として盛土規制法の規定（法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項及び35条第1項）が定められており、建築確認申請時に法への適合を証明する必要があります。建築確認申請の際には、申請先の審査機関と協議の上、次の(1)～(4)の方法をご活用ください。

No.	証明方法	概要	証明内容	摘要
(1)	許可証の写し	申請された工事が法に定める基準に適合していると認めた場合に、知事が申請者に交付する書面。	許可を受けたこと	
(2)	許可に係る公表情報	県がホームページで公表する許可に係る情報（工事主の氏名や土地の所在地など）。	許可を受けたこと	
(3)	法施行規則第88条の規定に基づく証明書	法第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定に適合していることを証する書面。 許可を受けた証明のほか、法施行令第5条に定める「災害の発生のおそれがないと認められる工事（※）」に該当すること（許可不要）及び軽微な変更に応当すること（許可不要）を証明する。 ※詳しくは「盛土規制法許可申請等の手引き」をご確認ください。	許可を受けたこと 又は 法施行令第5条により許可が不要であること	<証明書の請求方法> 「宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第88条の規定による証明書交付請求書」により、建築指導課に請求
(4)	盛土規制法の許可の要否に係る自己申告シート	「自己申告シート」により明らかに許可が不要な場合に、建築指導課に事前相談を行わず、建築主等が自ら許可が不要であることを示す書面。	許可が不要であること	

【建築確認申請用】自己申告シート

盛土規制法の許可・届出の要否に係る自己申告シート (法12条・30条許可、法27条届出、法21条1項・40条1項届出関係)

建築主事・確認審査機関 あて 作成日： 年 月 日

下記のとおり宅地造成等に関する工事について申告します。この書類の記載事項は、事実と相違ありません。

建築主 住所 氏名			
申請地 地名地番			
作成者 設計事務所名 作成者名			

規制区域 ※判断基準となった規制区域にチェックしてください	<input type="checkbox"/> 宅地造成等工事規制区域 <input type="checkbox"/> 特定盛土等規制区域 ※両方の規制区域にまたがる場合や、那覇市と那覇市以外の区域にまたがる場合は、県建築指導課（盛土対策班）にご相談ください		
----------------------------------	---	--	--

チェック項目	宅地造成の内容	要否判断基準		チェック欄	
		(確認対象法令) 12条許可 30条許可	27条届出 21条1項届出 40条1項届出	※R8.10.1以降に行う又は行った造成行為の有無についてお答えください	
① 最大の盛土の高さ		宅造区域 1m超 特盛区域 2m超	1m超	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし
	② 最大の切土の高さ ※崖が生じるもの				<input type="checkbox"/> あり
③ 同時に行う盛土及び切土の高さ (①②に該当しないもの)		宅造区域 2m超 特盛区域 5m超	2m超	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし
④ 盛土の高さ (①③に該当しないもの)				<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし
⑤ 盛土又は切土をする土地の合計面積 (①~④に該当しないもの) ※盛土又は切土をする部分が標高差50cm以下である場合は除きます。		宅造区域 500㎡超 特盛区域 3,000㎡超	500㎡超	<input type="checkbox"/> あり	<input type="checkbox"/> なし

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。
 ※整地・地均し、基礎工事のための掘削・埋戻し等は、該当しません。

1つ以上「あり」に該当する場合
全て「なし」に該当する場合

【申告欄】
 建築確認申請に係る上記申請地における盛土規制法の許可・届出手続きの要否について、下記のとおり申告します。

許可・届出が不要な場合	<input type="checkbox"/>	令和8年9月30日以前に造成が済んだ既存盛土に該当しますので、 手続きは不要です。
	<input type="checkbox"/>	令和8年10月1日以降に許可・届出規模に該当する造成行為はありませんので、 手続きは不要です。

許可・届出が必要な場合	<input type="checkbox"/>	今回、造成行為を行う予定（又は、造成済み）であり、1項目以上「あり」に該当しますので、 盛土規制法12条・30条の許可証の写しを確認申請書に添付します。
	<input type="checkbox"/>	今回、造成行為を行う予定（又は、造成済み）であり、1項目以上「あり」に該当しますので、 盛土規制法27条届出（受領印有り）の写し又は受領証の写しを添付します。 添付できない場合 / 届出（済・予定）
	<input type="checkbox"/>	現在、造成行為中（又は、造成済み）であり、1項目以上「あり」に該当しますので、 盛土規制法21条1項・40条1項届出（受領印有り）の写し又は受領証の写しを添付します。 添付できない場合 / 届出（済・予定）

造成等あるが許可・届出が不要な場合	<input type="checkbox"/>	現在、造成行為中（又は、造成済み）であり、1項目以上「あり」に該当しますが、 都市計画法第29条1項、2項の許可を受けている造成行為のため、盛土規制法の許可は不要です。
	<input type="checkbox"/>	現在、造成行為中（又は、造成済み）であり、1項目以上「あり」に該当しますが、 別紙「許可不要工事一覧（ ）」のため、盛土規制法の許可は不要です。

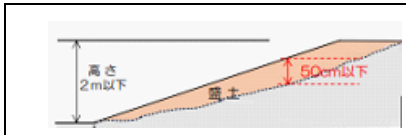
太枠内を記入してください。

【盛土規制法許可不要工事一覧】

□以下の公共用施設用地に該当する→適用除外	
法第2条	□道路、□公園、□河川
令第2条	□砂防設備、□地すべり防止施設、□海岸保全施設、□津波防護施設、□港湾施設、□漁港施設、□飛行場、□航空保安施設、□鉄道、□軌道、□索道、□無軌条電車の用に供する施設
	□国又は地方公共団体が管理する次の施設、□学校、□運動場、□墓地
規則第1条	□雨水貯留浸透施設、□農業用ため池、□防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第2条第2項に規定する防衛施設
	□国又は地方公共団体が管理する次の施設 □緑地、□広場、□廃棄物処理施設、□水道、□下水道、□営農雑用水施設、□水産飲雑用水施設、 □農業用集落排水施設、□漁業集落排水施設、□林地荒廃防止施設、□急傾斜地崩壊防止施設

□以下の宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事等に該当する→許可不要

令第5条	□鉱山保安法第13条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第36条、第37条、第39条第1項若しくは第48条第1項若しくは第2項の規定による産業保安監督部長若しくは鉱務監督官の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
	□鉱業法第63条第1項の規定による届出をし、又は同条第2項（同法第87条において準用する場合を含む。）若しくは同法第63条の2第1項若しくは第2項の規定による認可を受けた者（同法第63条の3の規定により同法第63条の2第1項又は第2項の規定により施業案の認可を受けたとみなされた者を含む。）が行う当該届出又は認可に係る施業案の実施に係る工事
	□採石法第33条若しくは第33条の5第1項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第33条の13若しくは第33条の17の規定による命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
	□砂利採取法第16条若しくは第20条第1項の規定による認可を受けた者が行う当該認可に係る工事又は同法第23条の規定による都道府県知事若しくは河川管理者の命令を受けた者が行う当該命令の実施に係る工事
規則第8条	□土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業、同法第15条第2項に規定する事業又は土地改良事業に準ずる事業に係る工事
	□火薬類取締法第3条若しくは第10条第1項の許可を受け、若しくは同条第2項の規定による届出をした者が行う火薬類の製造施設の設置に係る工事、同法第12条第1項の許可を受け、若しくは同条第2項の規定による届出をした者が行う当該許可若しくは届出に係る工事又は同法第27条第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
	□家畜伝染病予防法第21条第1項若しくは第4項（同法第46条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による家畜の死体の埋却に係る工事又は同法第23条第1項若しくは第3項（同法第46条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による家畜伝染病の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがある物品の埋却に係る工事
	□廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項若しくは第14条第6項の許可を受けた者若しくは市町村の委託（非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。）を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者が行う当該許可若しくは委託に係る工事又は同法第8条第1項、第9条第1項、第15条第1項若しくは第15条の2の6第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
	□土壤汚染対策法第16条第1項の規定による届出をした者が行う当該届出に係る工事又は同法第22条第1項若しくは第23条第1項の許可を受けた者が行う当該許可に係る工事
	□森林の施業を実施するために必要な作業路網の整備に関する工事
	□国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人が非常災害のために必要な応急措置として行う工事 イ 地方住宅供給公社 ロ 土地開発公社 ハ 日本下水道事業団 ニ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 ホ 独立行政法人水資源機構 ヘ 独立行政法人都市再生機構
	□宅地造成又は特定盛土等（令第3条第5号の盛土又は切土に限る。）に関する工事のうち、高さが2m以下であつて、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が50cmを超えない盛土又は切土をするもの
	次に掲げる土石の堆積に関する工事 □令第4条第1号の土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の面積が300㎡を超えないもの □令第4条第2号の土石の堆積であつて、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差が50cmを超えないもの □工事の施行に付随して行われる土石の堆積であつて、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に堆積するもの



3-6 標準処理期間

標準処理期間とは、申請が行政庁に到達してから行政庁が当該申請に対する処分を行うまでに、通常要する期間のことです。不備の訂正等に要する期間は含みません。

また、標準処理期間の日数は開庁日で計算し、土曜日、日曜日及び祝祭日等は含みません。標準処理期間は、あくまで標準的な処理期間であり、申請内容等によっては、実際の処理日数が標準処理期間を超える場合もあります。

余裕をもって申請を行うとともに、必要に応じ事前相談をご活用ください。

※標準処理期間の起算日は申請者が必要書類を揃えて提出先に提出した日

■許可申請の標準処理期間

許可申請面積	手続きの種類	標準処理期間(日)		
		市町村	県	計
5 ha 未満	盛土又は切土	10	30	40
	土石の堆積	10	14	24
5 ha 以上	盛土又は切土	20	40	60
	土石の堆積	15	25	40

3-7 手数料

以下に示す許可申請等については、手数料の納付が必要となります。

手数料については、事前に額を確認した上で県収入証紙を購入し、申請書に証紙を貼付して建築指導課へ納付するようにしてください。

3-7-1 許可申請手数料及び中間検査申請手数料

	盛土／切土	土石の堆積	中間検査
	手数料額	手数料額	手数料額
500 m ² 以内	21,000 円	16,000 円	10,000 円
500 m ² 超え 1,000 m ² 以内	32,000 円	18,000 円	11,000 円
1,000 m ² " 2,000 m ² "	44,000 円	21,000 円	12,000 円
2,000 m ² " 3,000 m ² "	62,000 円	24,000 円	13,000 円
3,000 m ² " 5,000 m ² "	72,000 円	34,000 円	15,000 円
5,000 m ² " 10,000 m ² "	96,000 円	37,000 円	16,000 円
10,000 m ² " 20,000 m ² "	150,000 円	44,000 円	17,000 円
20,000 m ² " 40,000 m ² "	228,000 円	58,000 円	18,000 円
40,000 m ² " 70,000 m ² "	354,000 円	78,000 円	20,000 円
70,000 m ² " 100,000 m ² "	498,000 円	114,000 円	26,000 円
100,000 m ² を超えるもの	642,000 円	138,000 円	27,000 円

3-7-2 変更許可申請手数料

変更許可申請 1 件につき、以下①～③を合算した金額

①設計の変更	当初許可面積に応じた上表許可申請手数料額の 10 分の 1 の額
②区域の編入	新たに編入する工事面積に応じた上表許可申請手数料額
③その他の変更	10,000 円

※盛土／切土：上記算定額が 642,000 円を超えるときは 642,000 円とします。

※土石の堆積：上記算定額が 138,000 円を超えるときは 138,000 円とします。

3-7-3 書面等交付手数料

盛土規制法（施行規則第 88 条）に基づく証明書の交付	480 円
-----------------------------	-------

3-8 提出書類、提出部数（共通事項）

3-8-1 許可申請又は届出の提出書類

許可申請又は届出は、所定の様式に必要な書類等を添付したものを提出することにより行います。

官公庁等が発行する書類及び実務経験証明書については、取得から3か月以内のものを提出してください。

1. A3 サイズを超える図面は、縦 26cm、横 17cm のサイズに折りたたみ、図面袋に入れて書類の後ろに付けてください。（図面袋に図面名称一覧を付けてください。）
2. 提出書類には、項目毎に見出し（インデックス）を付けてください。
3. 全ての図面の右下に、設計者の記名を行ってください。
4. 擁壁の構造計算書等の計算書には、表紙に設計者（作成者）の記名を行ってください。※設計者と作成者が異なる場合は連名とし設計者は必ず照査を行ってください。
5. 盛土規制法調書の添付図面とするため、正本には A3 版の「土地の平面図」を添付してください。
6. 許可申請書の作成に当たっては、「記載例と記入方法」を参照ください。

【代理申請を行う場合】

申請書の提出を申請者以外が行うときは、委任状（参考様式）が必要です。

行政書士法において、行政書士又は行政書士法人でない者が、業として官公署に提出する書類を作成する業務を行うことは禁止されています（他の法律に別段の定めがある場合を除く）。

3-8-2 提出部数

市町村の窓口（一部市町村については県土木事務所）又は県の建築指導課に提出する許可・届出の申請書等の提出部数については正本1部・副本1部とします。

■市町村受付（一部市町村については県土木事務所）に提出する許可申請書等

[正本1部+副本1部]

■県の建築指導課に直接提出する届出書等

[正本1部+副本1部]

※正本に、定められた様式（登記事項証明書、同意書）の原本を添付する場合は、副本にはその写しを添付することとします。

3-9 許可申請手続き（法第12条1項、第30条1項）

規制区域内において行う土地の形質の変更又は土石の堆積に関する工事で一定規模を超えるものは、当該工事に着手する前に、あらかじめ知事の許可を受ける必要があります。

許可申請書を提出する際は、許可申請書（国省令様式第2又は第4）とあわせて、次の許可申請書類一覧チェックリストを添付することで、必要書類をご確認ください。

許可申請書類一覧チェックリスト(盛土・切土)1

※添付する図面を右欄にチェックし、添付漏れが無いが確認した上で申請書等に添えて本リストも窓口へ提出すること。

略称	書類の種類	◎必須 ○該当 あれば	明示すべき事項	備考	根拠 法令	該当 (☑)
申請書	宅地造成及び 特定盛土等に関 する工事の許可 申請書	◎	様式内の必要項目	省令別記様式第二	省令7条 1項	
図面1	位置図	◎	方位、道路及び目標となる地 物	縮尺: 1/10,000 以上	省令7条 1項1号	
図面2	地形図	◎	方位及び土地の境界線	縮尺:1/2,500 以上 ・2m の標高差を示す 等高線		
図面3	土地の平面図	◎	方位及び土地の境界線並びに 盛土又は切土をする土地の部 分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施 設、排水施設及び地滑り抑止ぐ い又はグラウンドアンカーその 他の土留の位置	縮尺:1/2,500 以上 ・断面図と照合できる 記号 ・植栽、芝張り等の措置 を行う必要がない場 合はその旨 ・擁壁、崖面崩壊防止 施設及び排水施設は 申請書と照合できる 番号		
図面4	土地の断面図	◎	盛土又は切土をする前後の地 盤面	縮尺:1/2,500 以上 ・高低差の著しい箇所		
図面5	排水施設の平 面図	◎	排水施設の位置、種類、材料、 形状、内法寸法、勾配及び水の 流れの方向並びに吐口の位置 及び放流先の名称	縮尺:1/500 以上		
図面6	崖の断面図	○	崖の高さ、勾配及び土質(土質 の種類が2以上であるときは、 それぞれの土質及びその地層 の厚さ)、盛土又は切土をする 前の地盤面並びに崖面の保護 の方法	縮尺:1/50 以上 ・擁壁で覆われる崖面 については、土質に関 する事項は示すこと を要しない		
図面7	擁壁の断面図	○	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の 材料の種類及び寸法、裏込め コンクリートの寸法、透水層の 位置及び寸法、擁壁を設置す る前後の地盤面、基礎地盤の 土質並びに基礎ぐいの位置、 材料及び寸法	縮尺:1/50 以上		
図面8	擁壁の背面図	○	擁壁の高さ、水抜穴の位置、材 料及び内径並びに透水層の位 置及び寸法	縮尺:1/50 以上		
図面9	崖面崩壊防止 施設の断面図	○	崖面崩壊防止施設の寸法及び 勾配、崖面崩壊防止施設の材 料の種類及び寸法、崖面崩壊 防止施設を設置する前後の地 盤面、基礎地盤の土質並びに 透水層の位置及び寸法	縮尺:1/50 以上		
図面10	崖面崩壊防止 施設の背面図	○	崖面崩壊防止施設の寸法、水 抜穴の位置、材料及び内径並 びに透水層の位置及び寸法	縮尺:1/50 以上 ・水抜穴及び透水層に 係る事項は、必要に応 じて記載		

許可申請書類一覧チェックリスト(盛土・切土)2

※添付する図面を右欄にチェックし、添付漏れが無いが確認した上で申請書等に添えて本リストも窓口へ提出すること。

略称	書類の種類	◎必須 ○該当 あれば	明示すべき事項	備考	根拠 法令	該当 (☑)
書類1	擁壁の構造 計算書	○	鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を設置するときは、擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載	(任意様式)	省令7条 1項2号	
書類2	盛土の安定 計算書	○	溪流等において高さ 15m 超の盛土をするとき(政令7条2項2号)に、土質試験等に基づく地盤の安定計算を記載	(任意様式)	省令7条 1項3号	
書類3	崖面の安定 計算書	○	崖面を擁壁で覆わないとき(政令8条1項1号口)に、土質試験等に基づく地盤の安定計算を記載	(任意様式)	省令7条 1項4号	
書類4	設計者資格	○	高さ 5m 超の擁壁又は面積 1,500 m ² 超の盛土・切土における排水施設(政令 21 条各号)の設計者が資格(政令 22 条各号)を有する者であることを証する書類	(細則様式第4号)※	省令7条 1項5号 細則5条 1項1号	
書類5	土地付近状 況写真	◎	盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真	(任意様式)	省令7条 1項6号	
書類6	申請者の証 明書類	◎	申請者が個人の場合、住民票の写しや個人番号カード等により、氏名及び住所を証する書類 申請者が法人の場合、登記事項証明書、及び住民票の写しや個人番号カード等により、役員の氏名及び住所を証する書類	(任意様式)	省令7条 1項7・8号	
書類7	資金計画書	◎	工事主に当該工事を行うために必要な資力を示す資金計画書	省令別記様式第三	省令7条 1項9号	
書類8	土地所有者 等の同意	◎	土地所有者等(法12/30条2項4号)の全ての同意を得たことを証する書類	細則様式第5号 細則様式第6号※	省令7条 1項10号 細則5条 1項2号	
書類9	周辺地域住 民への周知	◎	土地の周辺地域の住民に対する説明会の開催等の工事内容の周知(法11/29条)を証する書類	細則様式第7号※	省令7条 1項11号 細則 5 条 1項3号	
書類10	自治体が規 則で定める書 類	○	都道府県等が宅地造成又は特定盛土等に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類		省令7条 1項12号 細則5条2 項各号	

※がついているものについては各様式に記載されている添付書類もチェックすること

許可申請書類一覧チェックリスト(土石の堆積)1

※添付する図面を右欄にチェックし、添付漏れが無いが確認した上で申請書等に添えて本リストも窓口へ提出すること。

略称	書類の種類	◎必須 ○該当 あれば	明示すべき事項	備考	根拠法令	該当 (☑)
申請書	土石の堆積に関する工事の許可申請書	◎	様式内の必要項目	省令別記様式第四	省令7条2項	
図面1	位置図	◎	方位、道路及び目標となる地物	縮尺: 1/10,000 以上	省令7条2項1号	
図面2	地形図	◎	方位及び土地の境界線	縮尺:1/2,500 以上 ・2m の標高差を示す等高線		
図面3	土地の平面図	◎	方位及び土地の境界線並びに勾配が1/10を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵等を設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	縮尺:1/500 以上 ・断面図と照合できる記号 ・空地、雨水等の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置は申請書と照合できる番号		
図面4	土地の断面図	◎	土石の堆積を行う土地の地盤面	縮尺:1/500 以上		
図面5	堆積土石の崩壊を防止するための措置	○	土石の堆積を行う面(鋼板等を使用したものであって、勾配が1/10以下であるものに限る)を有する堅固な構造物を設置する措置等、堆積した土石の滑動を防ぐ又は滑動する堆積した土石を支えることができる措置(省令32条)の内容が、適切であることを証する書類	(任意様式)	省令7条2項2号	
図面6	土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置	○	次の①か②のいずれかの措置(省令34条)の内容が、適切であることを証する書類 ① 堆積した土石の周囲にその高さを超える鋼矢板等(土圧、水圧及び自重によって損壊、転倒、滑動又は沈下をしない構造でなければならない)を設置すること ② 次に掲げる全ての措置 ・ 堆積した土石を防水性のシートで覆うこと等、堆積した土石の内部に雨水その他の地表水が浸入することを防ぐための措置 ・ 堆積した土石の土質に応じた緩やかな勾配で土石を堆積すること等、堆積した土石の傾斜部を安定させて崩壊又は滑りが生じないようにするための措置	(任意様式)	省令7条2項3号	

許可申請書類一覧チェックリスト(土石の堆積)2

※添付する図面を右欄にチェックし、添付漏れが無いが確認した上で申請書等に添えて本リストも窓口へ提出すること。

略称	書類の種類	◎必須 ○該当 あれば	明示すべき事項	備考	根拠法令	該当 (☑)
書類1	土地付近状況 写真	◎	土石の堆積を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真	(任意様式)	省令7条 2項4号	
書類2	申請者の証明 書類	◎	申請者が個人の場合、住民票の写しや個人番号カードの写し等により、氏名及び住所を証する書類 申請者が法人の場合、登記事項証明書、及び住民票の写しや個人番号カードの写し等により、役員の氏名及び住所を証する書類	(任意様式)	省令7条 2項5・6号	
書類3	資金計画書	◎	工事主に当該工事を行うために必要な資力を示す資金計画書	省令別記様式第五	省令7条 2項7号	
書類4	土地所有者等 の同意	◎	土地所有者等(法12/30条2項4号)の全ての同意を得たことを証する書類	細則様式第5号	省令7条 1項10号 細則5条 1項2号	
				細則様式第6号※		
書類5	周辺地域住民 への周知	◎	土地の周辺地域の住民に対する説明会の開催等の工事内容の周知(法11/29条)を証する書類	細則様式第7号※	省令7条 1項11号 細則5条 1項3号	
書類6	自治体が規則 で定める書類	○	都道府県等が土石の堆積に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類		省令7条 2項10号 細則5条2 項各号	

※がついているものについては各様式に記載されている添付書類もチェックすること

3-10 許可又は不許可の通知（法第14条、第33条）

盛土規制法に基づく許可が必要な工事については、許可証が交付されるまで工事に着手することはできません。

審査の結果、許可申請の内容が法で定める基準に適合しているときは、許可証を交付します。許可に当たり、工事の施工に伴う災害を防止するため必要な条件を付す場合がありますので、当該条件を遵守して工事を行ってください。

不許可の場合は、その理由を明示した上で書面により通知します。

3-11 届出手続き（法第27条第1項届出関係）

特定盛土等規制区域内において行う特定盛土等又は土石の堆積に関する工事で、許可手続きが不要なもののうち一定規模を超えるものは、当該工事に着手する30日前までに、知事に届出書及び添付書類を提出する必要があります。

法27条に基づく届出を提出する際は、「特定盛土等に関する工事の届出書（国省令様式第19）」又は「土石の堆積に関する工事の届出書（国省令様式第20）」とあわせて、次の届出書類一覧チェックリストを添付することで、必要書類をご確認ください。

※都市計画法に基づく開発許可の申請をした場合は、特定盛土等について届出をしたものとみなすため、本届出は不要です。

法第 27 条第1項届出書類一覧チェックリスト(盛土・切土)1

※添付する図面を右欄にチェックし、添付漏れが無いが確認した上で届出書等に添えて本リストも窓口へ提出すること。

略称	書類の種類	◎必須 ○該当 あれば	明示すべき事項	備考	根拠 法令	該当 (☑)
届出書	特定盛土等に関する工事の届出書	◎	様式内の必要項目	省令別記様式十九	省令 58 条1項1号	
図面1	位置図	◎	方位、道路及び目標となる地物	縮尺: 1/10,000 以上	省令58 条1項1号	
図面2	地形図	◎	方位及び土地の境界線	縮尺:1/2,500 以上 ・2m の標高差を示す 等高線		
図面3	土地の平面図	◎	方位及び土地の境界線並びに盛土又は切土をする土地の部分、崖、擁壁、崖面崩壊防止施設、排水施設及び地滑り抑止ぐい又はグラウンドアンカーその他の土留の位置	縮尺:1/2,500 以上 ・断面図と照合できる 記号 ・植栽、芝張り等の措置 を行う必要がない場 合はその旨 ・擁壁、崖面崩壊防止 施設及び排水施設は 申請書と照合できる 番号		
図面4	土地の断面図	◎	盛土又は切土をする前後の地盤面	縮尺:1/2,500 以上 ・高低差の著しい箇所		
図面5	排水施設の平面図	◎	排水施設の位置、種類、材料、形状、内法寸法、勾配及び水の流れの方向並びに吐口の位置及び放流先の名称	縮尺:1/500 以上		
図面6	崖の断面図	○	崖の高さ、勾配及び土質(土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ)、盛土又は切土をする前の地盤面並びに崖面の保護の方法	縮尺:1/50 以上 ・擁壁で覆われる崖面 については、土質に関 する事項は示すこと を要しない		省令58 条1項1号
図面7	擁壁の断面図	○	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	縮尺:1/50 以上		
図面8	擁壁の背面図	○	擁壁の高さ、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	縮尺:1/50 以上		
図面9	崖面崩壊防止施設の断面図	○	崖面崩壊防止施設の寸法及び勾配、崖面崩壊防止施設の材料の種類及び寸法、崖面崩壊防止施設を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに透水層の位置及び寸法	縮尺:1/50 以上		
図面10	崖面崩壊防止施設の背面図	○	崖面崩壊防止施設の寸法、水抜穴の位置、材料及び内径並びに透水層の位置及び寸法	縮尺:1/50 以上 ・水抜穴及び透水層に 係る事項は、必要に応 じて記載		

法第27条第1項届出書類一覧チェックリスト(盛土・切土)2

※添付する図面を右欄にチェックし、添付漏れが無いが確認した上で届出書等に添えて本リストも窓口へ提出すること。

略称	書類の種類	◎必須 ○該当 あれば	明示すべき事項	備考	根拠 法令	該当 (☑)
書類1	土地付近状況写真	◎	盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真	(任意様式)	省令58条 1項1号	
書類2	申請者の証明書類	◎	申請者が個人の場合、住民票の写しや個人番号カード等により、氏名及び住所を証する書類 申請者が法人の場合、登記事項証明書、及び住民票の写しや個人番号カード等により、役員の氏名及び住所を証する書類	(任意様式)	省令58条 1項1号	
書類3	自治体が規則で定める書類	○	都道府県等が宅地造成又は特定盛土等に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類		省令58条 1項2号 細則第5 条第3項	

※がついているものについては各様式に記載されている添付書類もチェックすること

法第 27 条第1項届出書類一覧チェックリスト(土石の堆積)1

※添付する図面を右欄にチェックし、添付漏れが無いが確認した上で届出書等に添えて本リストも窓口へ提出すること。

略称	書類の種類	◎必須 ○該当 あれば	明示すべき事項	備考	根拠 法令	該当 (☑)
届出書	土石の堆積に関する工事の届出書	◎	様式内の必要項目	省令別記様式二十	省令 58 条2項1号	
図面1	位置図	◎	方位、道路及び目標となる地物	縮尺: 1/10,000 以上	省令58 条2項1号	
図面2	地形図	◎	方位及び土地の境界線	縮尺:1/2,500 以上 ・2m の標高差を示す 等高線		
図面3	土地の平面図	◎	方位及び土地の境界線並びに勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる位置及び当該措置の内容、空地の位置、柵その他これに類するものを設置する位置、雨水その他の地表水を有効に排除する措置を講ずる位置及び当該措置の内容並びに堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる位置及び当該措置の内容	縮尺:1/500 以上 断面図を作成した箇所に断面図と照合できるように記号を付すること。 空地、雨水その他の地表水による堆積した土石の崩壊を防止するための措置及び堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置については、申請書と照合できるように番号を付すること。		
図面4	土地の断面図	◎	土石の堆積を行う土地の地盤面	縮尺:1/500 以上		

法第 27 条第1項届出書類チェックリスト(土石の堆積)2

※添付する図面を右欄にチェックし、添付漏れが無いが確認した上で届出書等に添えて本リストも窓口へ提出すること。

略称	書類の種類	◎必須 ○該当 あれば	明示すべき事項	備考	根拠 法令	該当 (☑)
書類1	土地付近状況写真	◎	盛土又は切土をしようとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真	(任意様式)	省令58条 2項1号	
書類2	申請者の証明書類	◎	申請者が個人の場合、住民票の写しや個人番号カード等により、氏名及び住所を証する書類 申請者が法人の場合、登記事項証明書、及び住民票の写しや個人番号カード等により、役員の名及び住所を証する書類	(任意様式)	省令58条 2項1号	
書類3	自治体が規則で定める書類	○	都道府県等が宅地造成又は特定盛土等に関する工事の安全性を確かめるために特に必要があると認めて規則で定める書類		省令58条 2項2号 細則第5 条第3項	

※がついているものについては各様式に記載されている添付書類もチェックすること

届出に係る変更の届出（法第 28 条）

法第 27 条に基づく届出をした者は、当該届出に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更をしようとするときは、変更後の工事に着手する日の 30 日前までに、県知事に届け出なければなりません。工事の計画を変更しようとする場合には、「特定盛土等に関する工事の変更届出書（国省令様式第 21）」又は「土石の堆積に関する工事の変更届出書（国省令様式第 22）」とともに、工事の計画の変更に伴いその内容が変更される書類を添付して、提出してください。

なお、変更の内容が、許可対象規模に該当することになる場合は、変更後の工事に着手する前に法 12 条又は 30 条の許可を受ける必要がありますので、ご注意ください。

3-12 許可・届出情報の公表

（法第 12 条第 4 項、法第 30 条第 4 項、法第 27 条第 2 項）

地域の住民や関係市町村長が不法・危険盛土等を認識しやすい環境を整備することを目的として、許可工事及び届出工事に関する情報を沖縄県ホームページで公表するとともに、関係市町村長への通知を行います。

【公表事項】

- 1 工事主の氏名又は名称
- 2 工事施行者の氏名又は名称
- 3 工事が施行される土地の位置図
- 4 工事の許可年月日及び許可番号
- 5 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- 6 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- 7 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- 8 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量
- 9 擁壁の設計上の積載荷重
- 10 工事完了後の土地利用
- 11 崖面崩壊防止施設の設置有無
- 12 変更許可の有無

3-13 許可の取下げ届（県細則第 19 条）

許可（法第 12 条、第 30 条）又は変更許可（法第 16 条第 1 項、第 35 条第 1 項）の申請を、手続き途中で取り下げたい場合は、すみやかに許可の取下げ届（県細則様式 24 号）を届け出てください。

3-14 標識の掲示（法第49条）

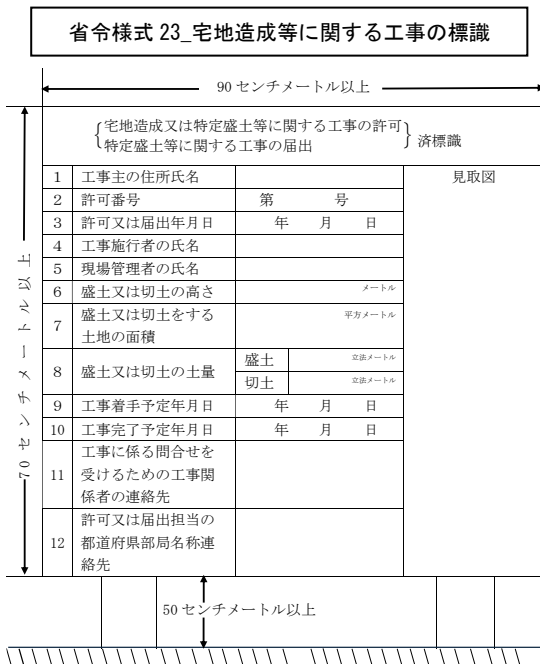
盛土等に係る許可を受けた工事主又は届出をした工事主は、工事に着手した日から完了する日までの間、公衆の見やすい場所に以下に示す項目を記載した標識（国省令様式第23又は第24）を設置しなければなりません。

【標識に記載する項目】

- 1 工事主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 工事の許可年月日及び許可番号又は工事の届出年月日
- 3 工事施行者の氏名又は名称
- 4 現場管理者の氏名又は名称
- 5 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- 6 宅地造成等に関する工事を行う土地の区域の見取図
- 7 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- 8 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- 9 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量
- 10 工事に係る問合せを受けるための工事関係者の連絡先
- 11 許可又は届出を担当した都道府県の部局の名称及び連絡先

「公衆の見やすい場所」とは
 公衆の見やすい場所については、一般的には、工事区域又はその周辺の住民が通行する道路沿いの場所や他の建物等で見えなくなるおそれのない場所となります。

当該工事について、変更許可を受けた場合や変更届出を行った場合や、許可標識の記載内容に変更が生じた時は、速やかに標識の内容を修正し、修正した状況が判別できる写真を知事に提出してください。



3-15 工事着手届（県細則9条）

工事主は、その工事に着手したときは、工事着手届（県細則様式第14号）に次の書類を添えて、速やかに県の許可等申請先へ提出しなければなりません。

【解説】

1 工事着手届書（県細則第14号様式）には、実際の工事期間を記入してください。（許可通知書の工事期間に合わせる必要はありません。）

2 提出の際は、標識の設置位置が判別できる図面（土地の平面図に明示）と設置状況の写真を添付してください。

なお、写真は、設置場所が判別できる遠景と標識の内容が判別できる近景の少なくとも2枚以上撮影するようにしてください。

	提出部数	正本1部、副本1部
順	書類名	特記事項
1	工事着手届 （細則様式第14号）	
2	標識の設置状況写真	設置位置が判別できるように、周囲の風景の入った写真と標識に記入されている内容が判別できる近景写真を添付する。
3	工事工程表	各工種毎に工事期間を明記する。
4	緊急時連絡体制表	工事主、工事施行者、設計者、委託を受けた者の緊急時連絡先を明記する。
5	防災計画書 （1ha以上）	1ha以上の盛土等については、防災計画を作成し、提出すること。 それ未満の規模の盛土等においても作成し、常に携帯しておくこと。

3-16 許可工事の中止・再開・廃止届（県細則 10 条）

3-16-1 防災措置の実施

工事主は、許可工事を廃止又は中止しようとするときは、既に施行された工事によって災害が発生し、工事区域及びその周辺の住民に対し、被害を及ぼすことのないよう、必要な防災措置を講じなければなりません。

3-16-2 許可工事の中止・再開

許可工事を中止、又は中止した許可工事を再開する場合は、事前に建築指導課と協議の上、工事中止・再開・廃止届（県細則様式第 15 号）を提出してください。

[運用基準]

- 1 災害防止の観点から不安定な盛土等の状態での工事の中断等はできません。
- 2 中止期間が延長となる場合は、別途建築指導課と協議を行ってください。

3-16-3 許可工事の廃止

許可工事の廃止は原則として工事着手前に限られます。

工事着手後は、次の工事に該当する場合に限り廃止することができます。

【廃止を選択できる工事】

- 1 防災上の措置が終了しているもの
- 2 許可を取り直すために、手続上廃止する場合

許可工事を廃止しようとするときは、事前に建築指導課に相談の上、工事の中止・再開・廃止届（県細則様式第 15 号）を提出してください。

[運用基準]

- 1 既に工事に着手しており、敷地の切土、盛土等を行っている場合、そのままの状態でも工事を廃止することはできません。工事を廃止する場合、事前に建築指導課と必要な防災措置について協議し、了解を得たうえで、必要な手続を行ってください。
- 2 必要な防災工事が完了しない段階で、届出を行うことはできません。
- 3 提出書類については、次に示すとおりです。

[提出書類]

提出部数		正本 1 部、副本 1 部	
順	書類名	特記事項	
1	工事中止・廃止・再開届 (細則様式第 15 号)	廃止理由を詳細に記載する。	
2	許可証 (原本)	許可通知書の原本は県へ返還する。なお、変更許可を受けている場合は、その原本も返還する。	
3	緊急時連絡体制表	工事主、工事施行者、設計者、委託を受けた者の緊急時連絡先を明記する。	
4	図面関係		
	①	現況平面図	廃止時の現場状況が判別できる平面図。 一部工事を施工した箇所はその部分を明記する。
	②	現況断面図	廃止時の現場状況が判別できる縦横断面図等。 一部工事を施工した箇所はその部分を明記する。
	③	防災措置平面図	防災措置を行った箇所を明記する。
	④	防災措置詳細図	施した防災措置の内容を示した詳細図。 構造寸法等を明記する。
5	写真関係		
	①	着工前、廃止時の全景写真	着工前の状況と廃止時の状況が比較できるように並べて添付する。
	②	施工箇所の施工写真	既に施工した箇所の施工状況写真。
	③	防災措置の施工写真	防災措置を行った箇所の施工状況写真。

3-17 許可の変更等（法第16条、法第35条）

工事主は、当該許可に係る工事の計画を変更しようとする場合には、軽微な変更を除き、変更許可を受ける必要があります。

なお、変更の許可は、工事の許可に準じ、許可基準、許可の付帯条件、許可事項の公表や関係市町村への通知が適用されるほか、許可後には、変更後の許可の内容への適合を確認するため、中間検査、定期の報告、完了検査等が必要となります。

3-17-1 変更許可等が必要な事項

次の事項を変更する場合は、変更許可を受けなければなりません。

- 1 工事区域の位置、区域及び規模
- 2 盛土等に関する工事、土石の堆積に関する工事の概要

工事の計画を変更する場合には、工事の変更許可申請書（国省令様式第7又は第8）とともに、工事の計画の変更に伴いその内容が変更される書類（当初許可申請の内容と変更許可申請の内容を比較できる書類）を添付して、提出してください。

3-17-2 変更届が必要な軽微な変更事項

省令で定める軽微な変更をしようとするときは、変更許可申請ではなく、届出が必要となります。次の事項を変更する場合は、変更が必要であると明らかになった時点で、遅延なく軽微変更届を知事に提出しなければなりません。

- 1 工事主、設計者又は工事施行者（一般承継の場合）
- 2 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日

工事の計画を変更する場合には、軽微変更届（県細則様式第16号）とともに、工事の計画の変更に伴いその内容が変更される書類を添付して、提出してください。

3-17-3 許可に基づく地位の承諾

1 一般承継

許可を受けた工事主の相続人等の一般承継人は、被承継人の有していた許可に基づく地位を引き継ぐことができます。地位を承継したときは、軽微な変更として速やかに知事に届け出てください。

一般承継人に工事を相続する意思がなく、工事を廃止するときは、工事の中止・再開・廃止届（県細則様式第15号）を提出してください。この場合にも、一般承継人は工事の廃止に必要な防災上の措置を完了させてください。

2 特定承継

許可を受けた工事主から工事を施行する権利を取得した特定承継人は、一般承継人とは異なり、工事の許可を受けなければなりません。

3-18 検査、定期報告

中間検査、完了検査及び定期報告については、次のとおりとなります。

3-18-1 中間検査（法第18条第1項、法第37条第1項）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事（(1)に該当する規模のものに限る。）が特定工程を含む場合において、当該特定工程に係る工事を終えたときは、その都度、特定工程に係る工事を終えた日から4日以内（閉庁日を除く）に、知事の検査を申請しなければなりません。※土石の堆積に関する工事は中間検査の対象外です。

工事主は、当該工事の中間検査を申請しようとするときは、「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査申請書（国省令様式第13）」に、下記に掲げる図面等を添付し、知事に提出しなければなりません。

【添付する図面等】

- 1 土地の平面図（縮尺500分の1以上のもの）
- 2 工事の施行状況を確認することができる写真
- 3 その他知事が必要と認める図面等

また、特定工程ごとに当該特定工程後の工程に係る工事は、当該特定工程に係る中間検査合格証の交付を受けた後でなければ、着手することができません。

(1) 中間検査対象規模

中間検査は以下の規模の土地の形質の変更（盛土・切土）で暗渠排水工を設置する場合に対象となります。

- ① 盛土で当該盛土をした土地の部分に高さが2メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- ② 切土で当該切土をした土地の部分に高さが5メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- ③ 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが5メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土（②に該当する盛土又は切土を除く。）
- ④ ①又は③に該当しない盛土であって、高さが5メートルを超えるもの
- ⑤ ①～④のいずれにも該当しない盛土又は切土であって、当該盛土又は切土をする土地の面積が3,000平方メートルを超えるもの

(2) 特定工程

盛土をする前の地盤面又は切土をした後の地盤面に排水施設を設置する工事の工程

(3) 特定工程後の工程

排水施設の周囲を砕石その他の資材で埋める工事

3-18-2 完了検査等（法第17条第1項、法第36条第1項）

1 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査

宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、工事主は、工事が完了したときは、工事が完了した日から4日以内（閉庁日を除く）に、その工事が法第13条第1項又は法第31条第1項の規定に適合しているかどうかについて、知事の検査を申請しなければなりません。

工事主は、当該工事の完了検査を申請しようとするときは、「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書（国省令様式第9）」に、下記に掲げる図面等を添付し、知事に提出しなければなりません。

【添付する図面等】

- (1) 土地の平面図（縮尺500分の1以上のもの）
- (2) 工事の施行状況を確認することができる写真
- (3) その他知事が必要と認める図面等

2 土石の堆積に関する工事完了の確認申請（法第17条4項、法第36条4項）

土石の堆積に関する工事について、工事主は、工事（堆積した全ての土石を除却するものに限る。）が完了したときは、工事が完了した日から4日以内（閉庁日を除く）に、その工事が堆積されていた全ての土石の除却が行われたかどうかについて、知事の確認を申請しなければなりません。

工事主は、当該工事の確認を申請しようとするときは、「土石の堆積に関する工事の確認申請書（国省令様式第11）」に、下記に掲げる図面等を添付し、知事に提出しなければなりません。

【添付する図面等】

- (1) 土地の平面図（縮尺500分の1以上のもの）
- (2) 工事の施行状況を確認することができる写真
- (3) その他知事が必要と認める図面等

※ 届出工事に関する完了確認（県細則18条）

法第27条第1項の規定に基づく工事の届出についても、工事主は、工事が完了したときは、「届出工事に関する完了届出書（県細則様式第23号）」に下記図書を添付して、知事に提出する必要があります。

【添付する図面等】

- (1) 土地の平面図（縮尺500分の1以上のもの）
- (2) 工事の施行状況を確認することができる写真
- (3) その他知事が必要と認める図面等

3-18-3 工事の一部完了検査の申請（県細則第14条）

知事は、許可工事の一部が完了した場合において、当該土地が独立して使用に供するものであり、かつ、土地の分割が災害の防止上支障がないと認められるときは、工事主の申請により、当該工事について一部完了の検査を行うことができます。

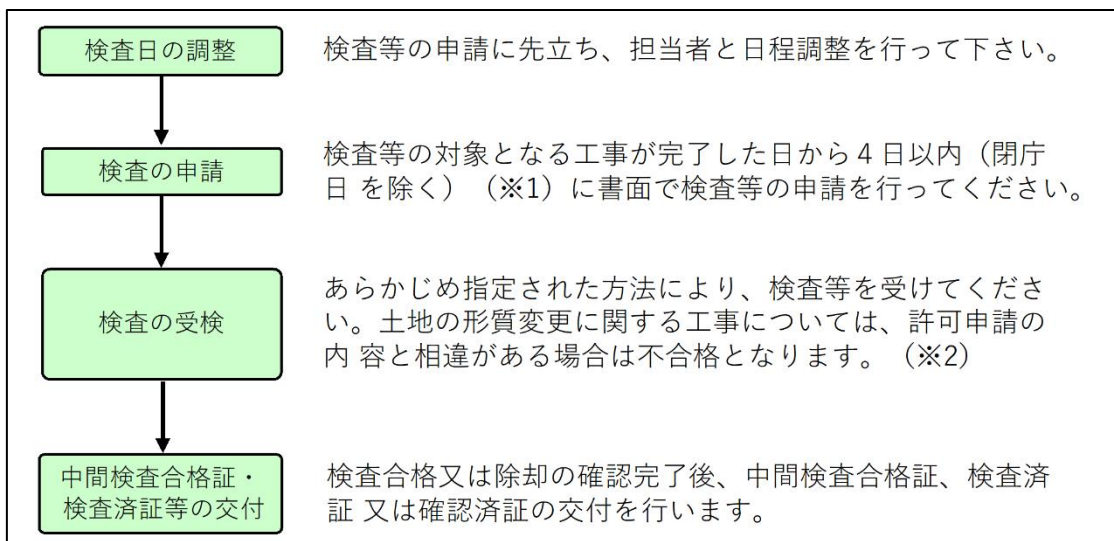
工事主は、一部完了の検査を申請しようとするときは、「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査申請書（国省令様式第9）」に、下記に掲げる完了部分を明示した図面等を添付し、知事に提出しなければなりません。

【添付する図面等】

- (1) 土地の平面図（縮尺 500 分の 1 以上のもの）
- (2) 施行状況を確認することができる写真
- (3) 知事が必要と認める図面等

3-18-4 検査等受検の流れ

検査又は除却の確認（以下、「検査等」という。）受検の流れは以下のとおりです。



※1（補足：工事が完了した当日を除いた4日目（当日を含むと5日間）が申請の期限となります。期限となる日が休日の場合には、その翌日を期限とみなします。（地方自治法第4条の2第2項））

※2（補足：工事の計画を変更する場合には、あらかじめ変更許可を受けてください。）

3-18-5 定期報告 (法第19条、第38条)

工事の規模が次表に該当する場合、工事の実施の状況やその他省令で定める事項について、3ヶ月ごとに報告が必要となります。

工事主は、定期報告を行うときには、「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書 (県細則様式第19号)」又は「土石の堆積に関する工事の定期報告書 (県細則様式第20号)」を、知事に提出しなければなりません。

なお、報告の時点における工事を行っている土地及びその付近の状況を明らかにする写真を添付してください。

■ 定期報告を要する規模

1 土地の形質の変更

規模	① 盛土で高さが2m 超の崖を生ずるもの	② 切土で高さが5m 超の崖を生ずるもの	③ 盛土と切土を同時に行い、高さが5m 超の崖を生ずるもの (①②を除く)	④ 盛土で高さが5m 超となるもの (①③を除く)	⑤ 盛土又は切土をする土地の面積が3,000㎡超となるもの (①~④を除く)
イメージ					

- ① 盛土で当該盛土をした土地の部分に高さが2メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- ② 切土で当該切土をした土地の部分に高さが5メートルを超える崖を生ずることとなるもの
- ③ 盛土と切土とを同時にする場合において、当該盛土及び切土をした土地の部分に高さが5メートルを超える崖を生ずることとなるときにおける当該盛土及び切土 (②に該当する盛土又は切土を除く。)
- ④ ①又は③に該当しない盛土であって、高さが5メートルを超えるもの
- ⑤ ①~④のいずれにも該当しない盛土又は切土であって、当該盛土又は切土をする土地の面積が3,000㎡を超えるもの

2 土石の堆積

規模	① 高さが、5m を超える土石の堆積で、土地の面積が1,500㎡を超えるもの	② ①に該当しない土石の堆積で、土地の面積が3,000㎡を超えるもの
イメージ		

- ① 高さが5mを超える土石の堆積で、土地の面積が1,500㎡を超えるもの
- ② ①に該当しない土石の堆積で、土地の面積が3,000㎡を超えるもの

■ 報告事項

【土地の形質変更の場合の定期報告書様式】

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書（県細則様式第 19 号）

【土石の堆積の場合の定期報告書様式】

土石の堆積に関する工事の定期報告書（県細則様式第 20 号）

1 共通項目

- ・ 工事が施行される土地の所在地及び地番
- ・ 工事施行者住所氏名
- ・ 許可年月日
- ・ 許可番号
- ・ 前回の報告年月日（2 回目以降）

2 宅地造成又は特定盛土等に関する工事

- ・ 報告の時点における盛土又は切土の高さ
- ・ 報告の時点における盛土又は切土の面積
- ・ 報告の時点における盛土又は切土の土量
- ・ 報告の時点における擁壁等に関する工事の施行状況

3 土石の堆積に関する工事

- ・ 報告の時点における土石の堆積の高さ
- ・ 報告の時点における土石の堆積の面積
- ・ 報告の時点における堆積されている土石の土量
- ・ 前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量

定期報告項目		報告対象	着眼点
省令で 規定する 項目	盛土工事 切土工事	盛土又は切土の高さ	盛土又は切土の高さは、計画内容に応じ適切に施行されているか
		盛土又は切土の面積	盛土又は切土の面積は、計画内容に応じ適切に施行されているか
		盛土又は切土の土量	盛土又は切土の土量は、計画内容に応じ適切に施行されているか
	擁壁 排水施設 その他の施設	工事の施行状況	擁壁、排水施設、その他の施設は、計画内容に応じ適切に施行されているか

3-18-6 検査・定期報告に当たっての留意事項

検査・定期報告は、工事の施行全般に対して、効率的かつ確実にを行い、その実施にあたっては、次の各事項に留意することが大切です。

- (1) 工事主は、工事内容、出来形等について裏付けとなる関係図書を整備すること。
- (2) 検査に当たっては、工事の責任者等工事内容の説明できる者が立会を行うこと。
- (3) 工事の途中において行う中間検査は、進捗状況、工程等を考慮して適切な時期に行うこと。
- (4) 検査・定期報告の結果、不適當な箇所がある場合には、速やかに必要な対策を講じ、再度、検査・確認を受けること。

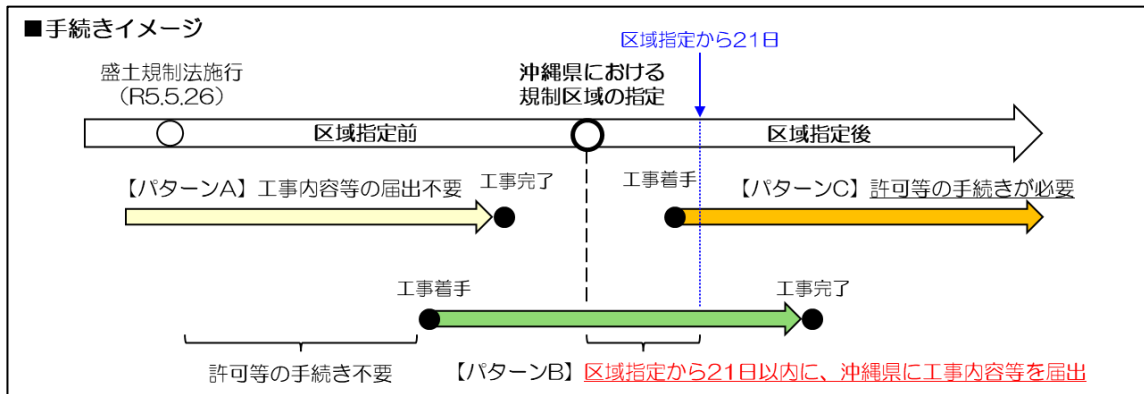
3-19 区域指定時着手済工事の届出（法第21条第1項、第40条第1項）

3-19-1 着手済工事の届出の時期（法第21条第1項、第40条第1項）

規制区域指定の際に既に行われている盛土等に関する許可届出対象となる工事は、法第21条第1項又は第40条第1項に基づき、その指定があった日から21日以内（※沖縄県では区域指定日が令和8年10月1日のため令和8年10月22日まで）に、知事に届出書を提出してください。提出先は県の建築指導課になります。

届出書の様式は「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書（国省令様式第15）」又は「土石の堆積に関する工事の届出書（国省令様式第16）」のとおりです。

届出書の作成に当たっては、記載例を参照ください。



届出が受理された場合は、工事主の氏名又は名称、工事が施行される土地の所在地などが公表されるほか、関係市町村長に通知されます。

なお、届出書及び添付書類に記載された個人情報は、盛土規制法の運用を目的として、関係機関（関係市町村、関係法令の所管部局等）への情報提供及び許可情報の公表に利用します。

3-19-2 土地の形質の変更（盛土・切土）に係る着手済工事の届出

「宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出書（国省令様式第15）」に、下表に示す図面を添付して提出してください。

【提出図書】

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
位置図	・ 方位 ・ 道路及び目標となる地物	1/10,000 以上	
地形図	・ 方位 ・ 土地の境界線	1/2,500 以上	等高線は、2mの標高差を示すものとする
土地の平面図	・ 方位 ・ 土地の境界線 ・ 盛土又は切土をする土地の部分 ・ 崖 ・ 擁壁 ・ 崖面崩壊防止施設	1/500 以上	植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付すること 「計画範囲」を表示すること

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
	・ 排水施設 ・ 地滑り防止又はグラウンドアンカー —その他の土留の位置		

上表の図面の他、「計画範囲」に関する根拠資料（他法令の許可証等）及び工事内容の確認に必要な書類・図面を合わせて添付してください。

また、状況により、その他の図書の添付を求める場合があります。

なお、次の1から5に該当する規模の工事である場合は、盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況が分かる写真等を添付してください。

- 1 盛土をした土地の部分に高さが 2mを超える崖を生ずることとなるもの
- 2 当該切土をした土地の部分に高さが 5mを超える崖を生ずることとなるもの
- 3 同時にする盛土及び切土をした土地の部分に高さが 5mを超える崖を生ずることとなるもの
- 4 1又は3に該当しない盛土であって、高さが 5mを超えるもの
- 5 1～4のいずれにも該当しない盛土又は切土で、土地の面積が 3,000 m²を超えるもの

3-19-3 土石の堆積に係る着手済工事の届出

「土石の堆積に関する工事の届出書（国省令様式第16）」に、下表に示す図面を添付して提出してください。

【提出図書】

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
位置図	・方位 ・道路及び目標となる地物	1/10,000 以上	
地形図	・方位 ・土地の境界線	1/2,500 以上	等高線は、2mの標高差を示すものとする
土地の平面図	・方位 ・土地の境界線 ・作業構台等 ・空地の位置 ・柵等の位置 ・排水施設 ・土砂の流出防止措置	1/500 以上	「計画範囲」を表示すること

上表の図面の他、工事内容の確認に必要な書類・図面を合わせて添付してください。また、状況により、その他の図書の添付を求める場合があります。

なお、次の1又は2に該当する規模の工事である場合は、土石の堆積を行っている土地及びその付近の状況が分かる写真等も添付してください。

- 1 高さが5mを超える土石の堆積で、その面積が1,500 m²を超えるもの
- 2 1に該当しない土石の堆積で、その面積が3,000 m²を超えるもの

3-19-4 着手済工事の計画範囲

「土地の平面図」には、着手工事の計画範囲を明記してください。

また、届出書の「3 工事をしている土地の面積」欄は、当該計画範囲の面積を記入してください。なお、土地の形質の変更の場合、計画範囲は原則として次のいずれかの範囲内とします。

- 1 他法令で許認可又は届出された計画区域
- 2 環境影響評価書に示された対象事業実施区域
- 3 公共事業設計単価表に掲載されている残土処分場（受入可能量の範囲）
- 4 工事請負契約締結済みの工事における工事計画区域
- 5 地元説明等で既に周辺住民へ周知済みの計画区域
- 6 区域指定後5年以内に工事完了予定の計画区域

※ 届出に当たっては、上記範囲に関する根拠資料を添付してください。

3-19-5 区域指定時着手済工事に関する情報の公表（法第21条2項、40条2項）

地域の住民や関係市町村長が不法・危険盛土等を認識しやすい環境を整備することを目的として、区域指定時着手済工事に関する情報を沖縄県ホームページで公表するとともに、関係市町村長への通知を行います。

【公表事項】

- 1 工事主の氏名又は名称
- 2 工事施行者の氏名又は名称
- 3 工事が施行される土地の位置図
- 4 工事の届出年月日
- 5 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日
- 6 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ
- 7 盛土若しくは切土をする又は土石の堆積を行う土地の面積
- 8 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

3-19-6 区域指定時着手済工事の届出に関する変更届（県細則17条）

区域指定時着手済工事の届出書に係る事項を変更しようとする場合は、「宅地造成等に関する工事の届出の変更届（県細則様式第21号）」に、下表の図書を添付して知事に提出しなければなりません。

届出の範囲を超えて行われた盛土等については、規制区域指定後の盛土等として判断します。

当初届出工事	変更届出様式	添付図書
宅地造成等に関する届出工事 (土地の形質の変更、 土石の堆積)	宅地造成等工事の変更 届出書	・宅地造成等工事の届出書に準ずる（変更 に係る図書のみ） ・変更対照図

3-19-7 区域指定時着手済工事に関する完了届（県細則18条）

区域指定時着手済工事が完了したときは、「届出工事の完了届（県細則様式第23号）」を知事に提出する必要があります。「3-20-3 届出工事の完了届」参照。

3-20 その他の届出

3-20-1 擁壁等を除却する工事の届出（法第 21 条第 3 項、第 40 条第 3 項）

規制区域内の土地において次の工事を行う場合は、工事に着手する日の 14 日前までに「擁壁等に関する届出（国省令様式第 17）」を知事に提出してください。

工事の許可を受けている場合は、届出書を提出する必要はありません。

【届出が必要な工事（次の全部又は一部の除却工事）】

- 1 高さが 2m 超の擁壁又は崖面崩壊防止施設の除却工事
- 2 地表水等を排除するための排水施設の除却工事
- 3 地滑り抑止ぐい等の除却工事

【添付する図面等】

位置図、平面図、断面図

なお、届出の内容に変更がある場合、「擁壁等に関する工事の変更届出（県細則様式 22 号）」を知事に提出する必要があります。

【添付する図面等】

擁壁等に関する工事の届出書に準ずる（変更に係る図書のみ）

3-20-2 公共施設用地から宅地又は農地等への転用の届出 （法第 21 条第 4 項、第 40 条第 4 項）

規制区域内の土地において、公共施設用地を宅地又は農地等に転用した場合は、転用した日から 14 日以内に、知事に公共施設用地の転用の届出書（国省令様式第 18 号）を知事に提出してください。

なお、工事の許可を受けている場合は、届出書を提出する必要はありません。

【添付する図面等】 位置図

3-20-3 届出工事の完了届 （法第 21 条、法第 27 条、第 40 条、県細則第 18 条）

法第 21 条第 1 項若しくは第 3 項、第 27 条第 1 項又は第 40 条第 1 項若しくは第 3 項の規定による届出をした者は、当該届出に係る工事を完了したときは、速やかに、「届出工事の完了届（県細則様式第 23 号）」を知事に提出してください。

【添付する図面等】

- 1 土地の平面図（縮尺 500 分の 1 以上のもの）
- 2 工事の施行状況を確認することができる写真
- 3 その他知事が必要と認める図面等